

報告第4号

専決処分の報告について  
(損害賠償額の決定：都市整備課)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年3月3日報告

小松島市長 中山俊雄

## 損害賠償額の決定について

物損事故に関し、市の義務に属する損害賠償額を次のとおり決定する。

損害賠償額	7,920円
相手方	横須町在住の女性
事故発生年月日	令和4年12月10日
事故発生場所	小松島市横須町5番26号地先
事故の概要	

市道横須2号線を走行していた相手方車両が、道路上の陥没箇所を通過した際、タイヤを損傷したもの。

令和5年1月30日 専決第3号

小松島市長 中山 俊雄